

第21回 面接の手順

今回は面接前までの手順を記したが、今回は面接の標準的な手順を解説する。

面接は原則、現地に赴いて実施するということが以前も書いた通りだ。だが、その場で合格を出して終わりではない。面接に合格した方には、雇用条件書を提示しておかねばならない。雇用条件書に記載する内容は、事前に受入企業から承認を受けておく必要がある。特に、求人票に記載した給与額と雇用条件書の金額が違っていると、大きなトラブルとなるため、注意したい。

雇用条件書の文面は現地語と日本語の併記が標準となる。外国人技能実習機構から各言語に対応した参考様式が出されているので、確認してほしい。なお、実習機構からこのような参考様式と別に、省令様式が出されている。各監理団体はこの2つを理解し、書類の構成を組み立てていくの

今からでも遅くない
賢い介護技能実習生の

活用術

ライフケア医療介護事業協同組合
専務理事 庄司孝正



合格後、条件書で正しい情報の伝達を

だが、すべて監理団体に任せるとはならず、省令様式にどのような書類があるかは理解をしておきたい。

前職要件確認を

雇用条件書を明示しても、まだ入国の要件となる日本語能力試験N4の取得や、前職要件の確認を残している。そのため、

雇用期間などが記載されない状態での署名となることを説明し、理解してもらうことが必要だ。手順を飛ばしてとにかく署名させる、ということは許されない。現地での正しい説明が重要だ。

合格した実習生は一度帰宅するものの、後日寮に入り、朝から晩までのN4取得に向けた日本語の学習がスタートする。これから学習を始めた場合、取得までに平均で半年間かかると言われているが、当然個人差があるので、8〜10ヶ月くらいは見ておく方が賢明だろう。ただし、ここに前職要件が揃っていない場合はさらに時間が必要になる場合がある。だから、監理団体に質問するなど、面接前には回答してもらってほしい。

実習生は自身の人生を介護に賭けてくれる。面接の場にいると、いつもそれを思い知らされる。だからこそ、しっかりと手順を踏んでほしい。こうした実習生の想いに応えるためにも、受入企業は決して監理団体任せにせず、主体的に雇用条件について知識を得ようとしてほしいと感じる。

▶雇用条件書の参考様式(ベトナム語)
外国人技能実習機構のウェブサイトにより引用

庄司孝正プロフィール
ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理団体での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。